

投資家向け制度開示書類における気候変動情報の開示に関する提言

平成21年 1 月 14日
日本公認会計士協会

目次

	項番号
はじめに	
主要な提言内容の要約	
I 本提言の背景	1
II 範囲と目的	10
III 気候変動情報開示の目的	17
IV 気候変動情報の質的特性	18
V 開示項目と内容	40
VI 報告企業の範囲	55
VII 報告境界	63
VIII 表示方法	76
付録：現行開示制度との関係の整理（参考）	

はじめに

地球温暖化問題及びそれに伴う気候変動問題に対する懸念が高まる中、既に国内外で温室効果ガス排出削減に向けた様々な政策が導入されつつあり、それらは今後一層厳しくなることが予想される。また、気候変動による物理的影響への懸念と、物理的影響を回避し、又はその影響を軽減するための適応要請も急速に高まりつつある。

このような状況の下、気候変動問題が企業に与える財務的影響が重要性をもつ場合も多くなり、また、生じ得る財務的影響の不確実性も大きくなるものと予想される。世界の機関投資家からは、気候変動情報問題に関連する企業の状況についての具体的な情報ニーズが表明されており、国内でも企業と投資家との間に情報格差が生じている可能性がある。そうであるとすれば、その情報の非対称性を解消するために制度的な対応を検討する意義があると考えられる。それに加えて、低炭素社会の形成に向けた金融及び情報開示制度の果たす役割への期待も高まりつつあり、気候変動情報の制度的開示に関わる議論が国内外で始まっている。

以上のような動向を踏まえ、投資家向けに企業の状況をより正確に伝えるために、気候変動問題に関連する企業の情報（以下「気候変動情報」という。）を、制度的に開示する場合の開示の目的、求められる情報の質的特性、開示項目と内容、報告企業の範囲、報告境界及び表示方法といった基本的な枠組みの在り方について検討したので、その結果を提言する。

以下では、まず主要な提言の内容を要約して示し、次に本提言の背景、本提言の範囲と目的、具体的な検討の経緯と個々の提言の詳細について順に示す。なお、本提言は気候変動情報の開示枠組みの在り方を提言するものであって、現行制度上の具体的な対応そのものを提言するものではない。本提言の趣旨を実際に制度に反映させるためには有価証券報告書等の既存の投資家向け制度開示書類に組み込む方法や、これに付随する形で補完的な開示書類の作成を求める方法など、いくつかの選択肢が考えられる。この点については「付録：現行開示制度との関係の整理（参考）」において、提言内容と現行制度との関係を整理したので参考にされたい。

主要な提言内容の要約

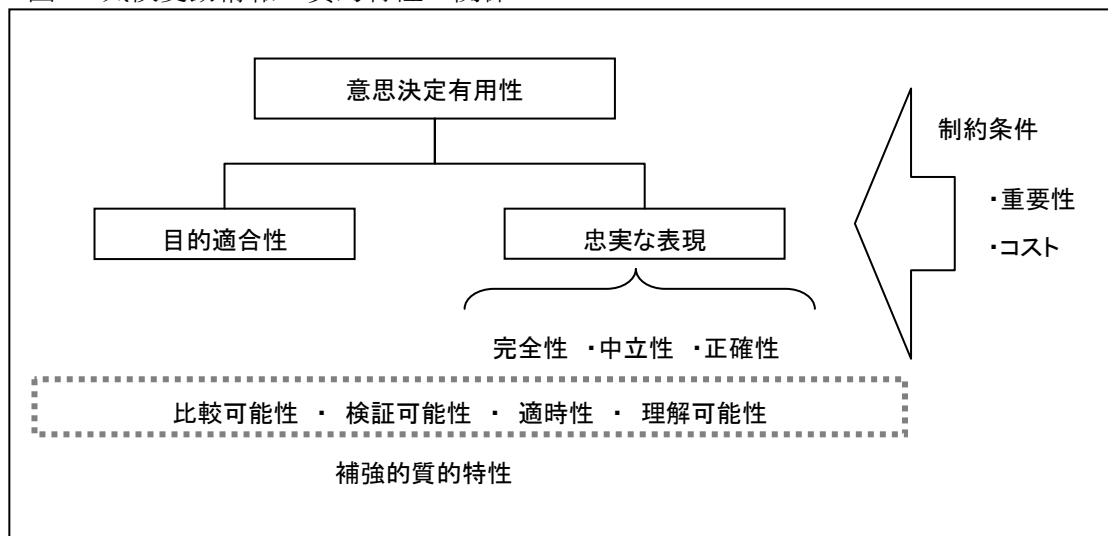
1. 気候変動情報の開示の目的

- ・ 気候変動情報を投資家向けに開示する意義は、気候変動問題が企業経営に及ぼす財務的影響の重要性が高まりつつあり、かつその不確実性への懸念が高まるなかで、気候変動に関わる企業の方針、リスク認識の状況、温室効果ガス排出の状況及び気候変動対策の状況についての情報を投資家に提供することによって、投資家が気候変動に関わる企業の状況を適切に理解し、より多くの情報を得て有効な投資意思決定をできるようにすることにある。したがって気候変動情報を投資家向けに開示する目的は、気候変動に関わる企業の状況について、投資家の意思決定に有用な情報を提供し、もって公益に資することにあるといえる。

2. 気候変動情報に求められる質的特性

- ・ 気候変動情報の最も重要な質的特性は、意思決定有用性にある。
- ・ 気候変動情報が投資家の意思決定に有用な情報であるためには、目的適合性と忠実な表現が必要である。
- ・ 気候変動情報は、気候変動に関わる財務的影響を理解し、予測するという投資家の意思決定目的に適合するものでなければならない。
- ・ 気候変動情報は、企業の気候変動に関する状況を忠実に表現したものでなければならない。気候変動情報が忠実な表現となるためには、完全性、中立性、正確性の三つの特性が確保されている必要がある。
- ・ 完全性とは、温室効果ガス排出量に関してすべての排出源を網羅するなど、必要なすべての情報が盛り込まれていることを意味する。
- ・ 中立性とは、排出係数の選択に恣意性が介入しないなど、情報に偏りが存在しないことを意味する。
- ・ 正確性とは、温室効果ガス排出量の算定が正しく行われるなど、情報に重要な誤謬が存在しないことを意味する。
- ・ 目的適合性と忠実な表現に支えられる気候変動情報の意思決定有用性を、更に高めるための補強的質的特性として、比較可能性、検証可能性、適時性、理解可能性がある。
- ・ 情報の質を高めることによる意思決定有用性の向上には限界があり、一方で、情報の開示にはコストがかかる。したがって気候変動情報の開示に当たっては、重要性和コストという二つの制約条件を考慮すべきである。

図a 気候変動情報の質的特性の関係



3. 開示項目と内容

- ・ 投資家向け制度開示における気候変動情報としては、「気候変動リスク情報」、「温室効果ガス排出の状況」、「気候変動対策の状況」の3項目を開示すべきである。

表 i 開示項目と内容

開示項目	内容
気候変動リスク情報	
規制等リスク	温室効果ガス排出抑制を目的とする規制等による影響
物的リスク	地球温暖化と気候変動によってもたらされる物理的影響
市場・評判リスク	気候変動に関わる消費者ニーズの変化などが、市場における競争上の地位に与える影響
温室効果ガス排出の状況	
温室効果ガス実際排出量	企業が所有する設備等の利用に起因して、直接又は間接的に排出される温室効果ガスの量
セグメント情報	事業セグメント及び地域セグメント別の温室効果ガス排出量情報
排出規制値等	設定された排出枠や規制量、一定の拘束力を持つ目標量等の排出規制値等に関する情報
排出量実績の分析	温室効果ガス排出量の変動要因についての分析
気候変動対策の状況	
気候変動対策の方針	気候変動問題とそれによる経営への影響に対処するための方針
ガバナンス	気候変動リスクへの組織的対応の状況
重要な課題への対応	企業の事業特性から特に重要と考えられる課題にどのように対処しているかについての情報
気候変動に関わる投資の状況	低炭素型製品の研究開発投資や温室効果ガス削減を目的とした設備投資及び事業投資の状況

4. 報告企業の範囲

- ・ 温室効果ガス排出の状況は、重要性和コストの観点から、例えば地球温暖化対策の推進に関する法律における報告制度の対象となる企業など、一定量以上の温室効果ガス排出のある企業に限定して開示を求めるべきである。
- ・ 気候変動リスク情報及び気候変動対策の状況に関しては、原則として、すべての企業に開示を求めるものとすべきである。ただし重要性がない場合には省略を認めるべきである。

5. 報告境界

- ・ 子会社や関連会社などをどこまで開示対象に含めるかという組織境界に関しては、原則として子会社及び関連会社を含む企業集団全体とすべきである。
- ・ 組織境界を企業集団全体とする場合に、子会社及び関連会社の温室効果ガス排出量を全量集計する方法と、持分割合に応じて集計する方法の両方で開示することが望ましい。
- ・ 組織境界の決定に当たっては、温室効果ガス排出量の観点から重要性を考慮し、財務会計上重要であっても温室効果ガス排出量に重要性がなければ組織境界から外すことを認める一方、温室効果ガス排出量に重要性があれば財務会計上重要性がなくても組織境界に含めるべきである。
- ・ 国・地域によっては我が国と同等の精度とコストで温室効果ガス排出量を算定することが困難な場合もあるが、原則として、すべての国・地域を組織境界に含めるべきである。ただし情報の精度に差があることを投資家が理解できるように、情報の精度に応じて国・地域を区分して開示することが望ましい。
- ・ どのような活動を開示対象に含めるかという活動境界に関しては、化石燃料の燃焼や工業プロセスに伴う直接排出量と、電力等の外部から購入されたエネルギーの使用に伴い発電所等から排出される間接排出量の両方を含めるべきである。ただし国・地域によっては直接排出か間接排出かで規制の態様が異なるので、両者を区別して表示することが望ましい。
- ・ 製品の使用や輸送に伴う温室効果ガス排出量も重要性が高まりつつあるが、実務的蓄積が十分でなく、算定ガイドラインも十分整備されていないので、それらの状況が整うのを待って段階的に開示対象に含めることが望ましい。

6. 表示方法

- ・ 温室効果ガス排出量は、京都議定書に示す6種類のガスに関して、二酸化炭素トン (t-CO₂)に換算して表示すべきである。
- ・ 温室効果ガス排出量は、企業集団全体の排出量を示すとともに、直接排出量と間接排出量、事業セグメント、地域セグメントに関して区分表示することが望ましい。
- ・ 温室効果ガス排出量の算定方法、排出係数の選択、組織境界等を、温室効果ガス排出量に付随して開示すべきである。

I 本提言の背景

1. 気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change : IPCC）の第4次評価レポートは、人為的な温室効果ガスの排出によって地球温暖化が進行していることをほぼ断定した。この国際的に認められた科学的知見を基礎として気候変動枠組み条約締約国会議及び先進国首脳会議での議論が進展し、地球温暖化及び気候変動問題は政治的優先課題として国際的に位置付けられるに至っている。既に京都議定書における第一目標期間に入っていることに加え、2050年までに世界全体で温室効果ガスの排出量を半減するという目標が共有されていることから、今後、世界各国で一層厳しい政策が導入されることが予想される。
2. 企業は気候変動に関連して重要な財務的影響を受ける可能性がある。温室効果ガス削減を目指す様々な政策の導入は、企業にとって新たな事業機会を生み出す一方で、対応が遅ればコスト増や競争上の不利益を生み出す可能性がある。気候変動による物理的影響への懸念が高まるなか、これに適応するためのコストや物理的な被害のコストが大きくなることも予想される。
3. このような財務的影響は、業種や業態によっては経営上重要な影響を及ぼす大きくなり得る。しかもその影響は、企業の事業特性、規模さらには対策の状況などに起因して、企業間で大きく異なるものと考えられる。当協会の経営研究調査会研究報告第34号「気候変動リスクに関する投資家向け開示フレームワークの現状と方向性」（以下「研究報告34号」という。）において、特定の業種を例にとり、規制等のもたらす財務的影響を試算したところ、投資意思決定において無視し得ない大きくなり得ることが示された。我が国においても、特定産業に属する企業においては、温室効果ガスの排出削減に向けた対策等に伴い、既に一定の財務的影響が生じていると考えられる。国際的にも、欧州をはじめとして、温室効果ガス排出量の規制的枠組みはグローバルに拡大し、強化される方向にある。今後、このような政策対応が、国内外で一層本格化することを考えれば、そのような財務的影響もより大きくなり、またより多くの企業に影響をもたらすようになる可能性がある。
4. 一方で、気候変動による財務的影響がどの程度の大きさになるかについては、不確実性も大きい。気候変動に関連する規制等がどの程度の水準及び範囲で設定されるかによってその財務的影響は変化する。また、気候変動による物理的影響の予測には、より大きな不確実性要因が内在するものと考えられる。このような不確実性は、気候変動対策に向けた規制枠組みの導入が進み、またその影響評価が進展するにつれ縮小していく性質のものであるが、完全に解消することはない。
5. 気候変動問題が企業に重要な財務的影響をもたらす、かつその不確実性が大きいのであれば、それに関連する情報は投資意思決定においても重要となると考えられ

る。現実には、世界3000社に対して詳細な質問項目とともに気候変動情報の開示を求めるカーボン・ディスクロージャー・プロジェクト（Carbon Disclosure Project：CDP）¹が、57兆ドル（2008年度）の資産を有する機関投資家の支持を得て実施されている。これは、機関投資家からの情報ニーズの表明と捉えることができる。そのような開示要請があるということは、投資家にとって必要な情報が十分に提供されていないということを示唆している。

6. 研究報告34号に至る一連の調査研究においても、企業の現行の自主的開示や制度開示における記載内容が、気候変動問題に関連する投資家の情報ニーズを十分満たしていないことが示された。このような情報の非対称性は、適切な開示のための制度的枠組みを提供することによって解消していく必要があると考えられる。
7. このような状況のもとで、我が国においても気候変動関連情報の開示の制度化について議論が始まっている。2008年の地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）の改正の際、「事業者による温室効果ガスの排出量その他の事業活動に伴って排出する温室効果ガスに係る情報に関し、投資、製品等の利用その他の行為をするに当たって当該情報を利用する事業者、国民などに対する提供の在り方について検討する際には、公平かつ統一的なものになるように情報提供の方法の検討を行うこと。」との付帯決議がなされた。また、同年7月に閣議決定された低炭素社会づくり行動計画においては、「事業活動における二酸化炭素換算をした温室効果ガスの排出量・削減量の情報開示を行う炭素会計については、企業による環境情報開示の一環として、2008年度中にその実施方法やルールの検討を行い、一定の検討結果を公表する。」と明記された。さらに自由民主党の地球温暖化対策推進本部の中間報告（2008年6月）並びに民主党の環境政策大綱「民主党環境ビジョン」（2008年9月）では有価証券報告書における温室効果ガス排出量等の開示の義務付けを政策手段の候補として明記した。経済産業省「金融市場における『環境力』評価手法研究会」及び環境省「環境金融及び環境情報開示普及促進調査事業」においても、有価証券報告書における環境関連情報の開示を検討課題の一つとして位置付けている。
8. 国際的には、2007年世界経済フォーラムにおいて気候情報開示基準審議会（Climate Disclosure Standard Board：CDSB）が設立され、投資家向け開示書類における気候変動情報開示について国際的なフレームワークを提言すべく、精力的な検討を行っている。同審議会には世界4大会計ネットワーク、イギリスのイングランド・ウェールズ勅許会計士協会（ICAEW）、勅許公認会計士協会（ACCA）、カナダ勅許会計士協会（CICA）がアドバイザー委員会及びテクニカル・ワーキング・グループに加わっている。当協会も2008年からアドバイザー委員会及びテクニカル・ワーキング・グループに参加し、議論に加わっている。

¹ 世界の機関投資家が連名で、毎年、各国の主要大手企業に対して気候変動情報の開示

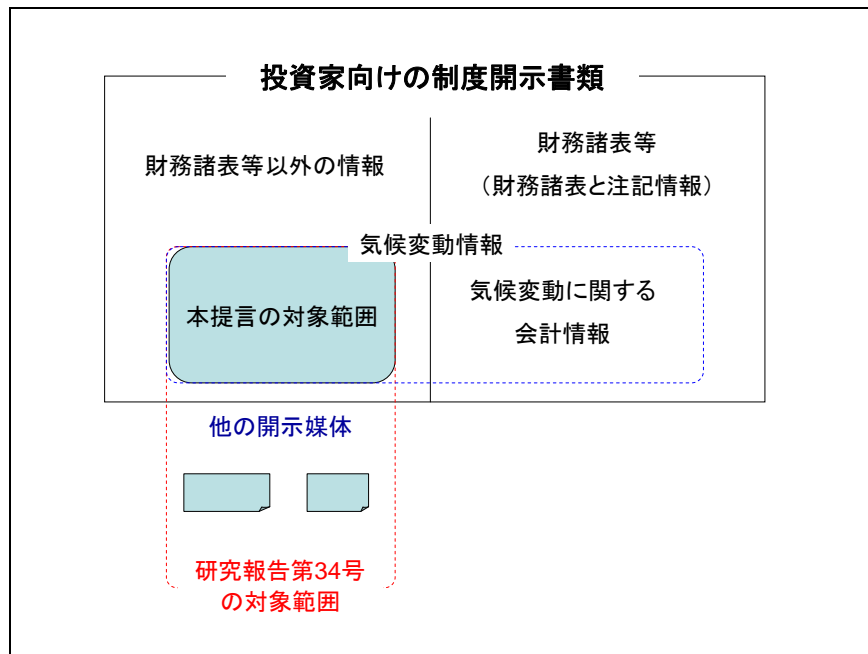
9. 以上のように気候変動問題の財務的影響の大きさと不確実性が懸念されること、多くの機関投資家から具体的な情報ニーズが表明されており当該情報についての情報格差が懸念されること、及び内外で制度的な開示に関連する議論が始まっていることが、本提言の背景である。

II 範囲と目的

本提言の範囲

10. 気候変動情報は、投資家向けの制度的な開示書類、投資家を含む多様なステイクホルダーを対象とする自主的な開示書類（いわゆる環境報告書、CSR報告書等）、特定の政策目的に基づく政府への届出と公表制度（我が国においては温対法に基づく温室効果ガス排出量算定報告公表制度）で開示される可能性があり、それらの情報はいずれも投資家が利用可能であるため、研究報告34号ではその全体を検討対象とした。しかし本提言では以下の理由により、投資家による利用を主目的として制度的に対応すべき開示を対象を限定する。

図1 本提言の範囲



11. CSR報告書等の自主的な開示は、我が国では1000社程度が行っている²といわれ、気候変動問題に対する取組みに関する情報開示の面で重要な役割を果たしている。し

を求めて質問票を送付している民間のプロジェクト。2008年に第6回の調査が行われた。

かし自主的な開示であるため、投資対象となるすべての企業が作成しているわけではない。また、研究報告34号で示したとおり、気候変動に関連するリスクの認識についてはほとんど記載がなく、投資意思決定において重要な情報が必ずしも開示されない。温室効果ガス排出量などの定量情報は自主的開示でも比較的詳細な記載がなされる傾向があるが、常に共通の算定・報告基準に準拠して開示されるわけではなく、報告対象とする子会社や関連会社などの境界（バウンダリー）も企業間で統一されていないなど、情報の比較可能性や信頼性といった点での課題が多い。

12. 温対法に基づく温室効果ガス排出量算定報告公表制度では、特定事業者の温室効果ガス排出量が国に報告され、公表される。しかし温室効果ガス排出量の情報は、それを単独で見ても投資意思決定に有用になるわけではなく、当該企業の事業内容、気候変動問題に関するリスク認識、当該リスクへの対応状況、連結やセグメント別などの分析、他の財務数値との比較など、様々な情報との組合せによってはじめて有用な情報となる。したがって、温対法に基づく温室効果ガス排出量算定報告公表制度があっても、投資意思決定に資する情報としては不十分である。
13. 我が国においては金融商品取引法によって投資家向け開示制度が整備されており、投資家の意思決定に資する情報は制度的に開示することになっている。したがって、気候変動情報が投資家のよりよい意思決定に必要な情報であるならば、投資家に対して制度的に開示することを検討する必要がある。
14. 有価証券報告書開示情報は、大きく財務諸表等と財務諸表等以外の情報に区分することができるので、気候変動情報についても両区分における開示が考えられる。このうち財務諸表等に関わる気候変動情報には、排出削減クレジットを取得、売却、償却した場合の資産、負債、収益、費用等の気候変動に関する会計情報が考えられる。しかしそれらの情報は現行制度会計の枠内で検討すべきものであり、必要があれば、財務報告フレームワーク又は会計基準等において検討すべきものであるため、本提言では対象としない。また財務諸表等以外の箇所であっても、財務諸表等の数値を引用して記述する場合の当該数値に関しては本提言の対象としない。
15. 以上のことから、本提言においては投資家向けの制度的な開示の中でも財務諸表等に関わるもの以外の気候変動情報の開示を対象とする。有価証券報告書では、現行制度上も「事業等のリスク」、「対処すべき課題」などの箇所で気候変動情報を記載することが可能であり、実際に記載されている例もある。しかし財務情報に比べて明確なルールが確立していないために、研究報告34号で示したとおり、企業間で開示内容に差が生じたり、十分な開示がなされなかつたりする傾向がある。また、現行の有価証券報告書では記載が難しい情報がある可能性もある。したがって財務諸表等に関わるもの以外の気候変動情報の開示について、制度的な定めを明確にすることが投資家保護の上で重要であると考えられる。

² 環境省「平成19年度環境にやさしい企業行動調査」、2008年

本提言の目的

16. 本提言は投資家向けの制度的な開示を対象とするので、金融商品取引法第1条の「この法律は、(中略)有価証券の発行及び金融商品等の取引等を公正にし、有価証券の流通を円滑にするほか、資本市場の機能の十全な発揮による金融商品等の公正な価格形成を図り、もって国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的とする」との目的規定を前提とし、気候変動問題について投資家がよりよく企業を評価することを可能とするための情報開示について検討することを目的とする。具体的には、投資家向けの制度的な開示として、財務諸表等に関わるもの以外の気候変動情報を開示する場合の開示の目的、求められる情報の質的特性、開示項目と内容、報告企業の範囲、報告境界、表示方法について、基本的な考え方を提言することを目的とする。

Ⅲ 気候変動情報開示の目的

17. 気候変動情報を投資家向けに開示する意義は、気候変動問題が企業経営に及ぼす財務的影響の重要性が高まりつつあり、かつその不確実性への懸念が高まるなかで、気候変動に関わる企業の方針、リスク認識の状況、温室効果ガス排出の状況及び気候変動対策の状況についての情報を投資家に提供することによって、投資家が、気候変動に関わる企業の状況を理解した上で投資意思決定をできるようにすることにある。したがってその開示目的は、気候変動に関わる企業の状況について、投資家の意思決定に有用な情報を提供し、もって公益に資することにあるといえる。

Ⅳ 気候変動情報の質的特性

意義

18. 企業から開示される情報は無条件に有用となるわけではなく、情報が有用となるためには、一定の特性を満たしていることが必要である。そこでⅢで示した開示目的を達成するに当たって、投資家向け制度開示書類において開示される気候変動情報が備えるべき質的特性を検討する。
19. 気候変動情報の質的特性の検討は、開示項目と内容、報告企業の範囲、報告境界、表示方法などの開示に関する枠組みを定めるための基礎として役立つ。また、企業がその開示実務において気候変動情報を作成及び表示する際の基本的な原則としての機能を果たすものと期待される。

検討の方法

20. 投資家向けの制度開示書類において開示される気候変動情報の質的特性を検討するに当たっては、まず、投資家の意思決定に有用な情報を提供するという目的を共有する財務報告の概念的フレームワークにおいて定められる質的特性を基礎とした。具体的には、「公開草案：財務報告に関する改善された概念フレームワーク；意思決定に有用となる財務報告情報の質的特性及び制約条件」（IASB及びFASB、2008年、以下、「財務報告フレームワーク公開草案」という）、及び我が国における「討議資料：財務会計の概念フレームワーク」（企業会計基準委員会、2006年12月）を参考とした。
21. 一方、温室効果ガス排出量その他の気候変動情報に固有の質的特性が存在するのであれば、これを含める必要がある。そこで、気候変動情報の開示ガイドラインとして「GHGプロトコル：企業による算定と報告のための基準³」及び「ISO 14064-1：組織レベルの温室効果ガス排出量及び削減量の算定及び報告に関するガイダンス⁴」を参照し、ここで定められる質的特性のうち財務報告フレームワークに定めのないものについても検討した。

検討の結果と提言

（意思決定有用性）

22. 気候変動情報の開示目的は、投資家の意思決定に有用な情報を提供することにある。したがって、気候変動情報の最も重要な特性は、財務報告と同様に、意思決定有用性にある。
23. 気候変動情報が投資家の意思決定に有用な情報であるためには、第一に当該情報が情報利用者である投資家の意思決定目的に適合した情報であること（目的適合性）、第二に企業の温室効果ガスの排出、気候変動に関わる企業リスク（以下「気候変動リスク」という。）及び気候変動対策に関する状況を忠実に表現するものであること（忠実な表現）が必要である。

（目的適合性）

24. ディスクロージャー制度の下で開示される情報は、企業の将来キャッシュ・フローを予測し、またそれに基づいて投資成果を予測するという投資家の意思決定目的に適合するものでなければならない。したがって、投資家の意思決定目的に適合する気候変動情報とは、気候変動に関わる過去及び現在の財務的影響の大きさを理解し、将来の影響を予測し、また、その不確実性の大きさや企業の認識と対策の状況

³ 持続可能な開発のための世界経済人会議（WBCSD）及び世界資源研究所（WRI）が共同で策定し、提言している温室効果ガス排出量の算定及び報告のための基準。

⁴ 国際標準化機構（ISO）が策定した国際規格の一つ。

を理解することのできる情報であると考えられる。具体的には、気候変動情報は以下の三つの点で投資家の意思決定目的に適合し得るものと考えられる。

25. 第一に、気候変動に関わる規制等による過去の財務的影響の理解に貢献し得る。企業の過去の財務状況は、財務諸表等にて示される。企業がキャップ・アンド・トレード型の排出量取引制度に参加するなどの形で排出枠を設定されている場合や、排出削減クレジットを保有する場合等には、排出削減クレジットの取得や排出枠順守のために必要な追加的コストに相当する資産・負債が計上されることとなる。このような場合、温室効果ガス排出量実績や排出枠の状況等の情報が開示されることによって、投資家が気候変動に関連する過去の財務的影響をよりよく理解することに貢献するものと考えられる。
26. 第二に、気候変動に関連する将来の財務的影響の予測に貢献し得る。企業自身やその取り扱う製品が、既に何らかの排出規制の対象となっている場合には、温室効果ガス排出の状況や気候変動対策の状況に関する情報を利用することによって、投資家は、温室効果ガス排出量の増減や排出規制の変化、排出枠又は排出削減クレジットの価格の変動によって企業にもたらされる財務的影響についての一定の予測が可能となる。一方、現時点では排出規制の対象となっていない場合であっても、将来時点において排出規制の対象となる可能性がある。将来の排出規制導入が決定している場合、あるいは排出規制導入の可能性が高い場合にあっては、排出量情報や対策の状況が将来の財務的影響を予測するに役立つものと考えられる。
27. 第三に、来るべき低炭素社会における企業の位置付けを理解するための基礎となり得る。我が国政府は、「低炭素社会づくり行動計画」を策定し、低炭素社会への経済的構造的転換を企図している。また、気候変動による物理的影響の拡大も予想されており、直接的、間接的に企業経営に影響を及ぼすものと考えられる。そのような社会にあっては、企業の気候変動リスクに対する認識、温室効果ガス排出の状況、及び気候変動対策の状況は、規制その他のリスクへの対応力のみならず、低炭素社会における企業の競争力の理解に役立つこともできる。

(忠実な表現)

28. 気候変動情報が投資家の意思決定に有用なものであるためには、当該情報が企業の気候変動に関する状況を忠実に表現したものでなければならない。これによって、投資家は開示された情報を信頼して利用することができる。気候変動情報が忠実な表現となるためには、完全性、中立性、正確性の三つの特性が確保されている必要がある。
29. 完全性とは、必要なすべての情報が盛り込まれていることを意味する。温室効果ガス排出量情報に関しては、設定された報告境界内のすべての温室効果ガス排出がもれなく含まれていなければならない。完全性を確保するに当たっては、すべての排出源を網羅することが重要である。また、気候変動リスク情報については、報告

企業に関係する重要なリスクが網羅されていなければならない。

30. 中立性とは、情報に偏りが存在しないことを意味する。温室効果ガス排出量は、一般に、温室効果ガスの物理的な実際排出量を直接測定することにより得られるのではなく、燃料使用量などの活動量や排出係数を用いた計算プロセスにより得られる。したがって、その計算において恣意的な判断がされてはならない。例えば、複数の選択可能な排出係数から排出量算定に適用する排出係数を採用するに当たって恣意性が介入してはならない。また、気候変動リスク情報については、重要なリスクの特定や評価に当たって偏りがあってはならない。
31. 正確性とは、情報に重要な誤謬が存在しないことを意味する。温室効果ガス排出量に関しては、開示された排出量情報が企業の実際排出量と乖離しないことによって正確性が確保される。排出量情報に含まれる誤謬は、排出係数を用いた近似計算であることから不可避免的に生じる誤謬と、企業による活動量の測定又は排出量計算が適切に実施されないことによる誤謬とに分類される。前者の誤謬を完全に回避することはできないが、より適切な計算方法を規定する基準の採用により縮小することができる。一方、後者に関しては、一連の排出量算定プロセスを正確に行うことによって排出実態を忠実に表現するようにしなければならない。気候変動リスク情報及び気候変動対策の状況については客観的事実や実際のリスク認識と異なる記載がされてはならない。

(補強的質的特性)

32. 目的適合性と忠実な表現に支えられる気候変動情報の意思決定有用性を、更に高めるための補強的質的特性として、比較可能性、検証可能性、適時性、理解可能性を挙げることができる。これらの特性は、意思決定有用性を構成する各質的特性を補強するために求められる特性である。
33. 比較可能性とは、開示される情報が、同一期間の異なる企業間、同一企業の異なる期間において比較可能なものであることを意味する。比較可能性は、気候変動情報がそれぞれ首尾一貫した形で開示されること（首尾一貫性）により確保される。より忠実な表現を確保することを目的とした算定方法や表示方法の変更によって、比較可能性が阻害されることがあるが、この場合には情報の利用者である投資家がその状況を理解できるような情報が開示されることが求められる。
34. 検証可能性とは、気候変動情報が企業の気候変動に関わる状況を忠実に表わしていると利用者が確信を得るのを手助けすることになる情報の特性である。特に定量情報である温室効果ガス排出量情報については、排出量の算定方針が明瞭に記載されることで、検証可能性の充実に貢献する。
35. 適時性とは、開示情報が投資家の意思決定に有用である期間のうちに意思決定者に提供されることを意味する。一般に、情報は早く開示されるほど有用性が高まり、開示が遅れるほど有用性が損なわれる性質を持つが、気候変動に関する情報について

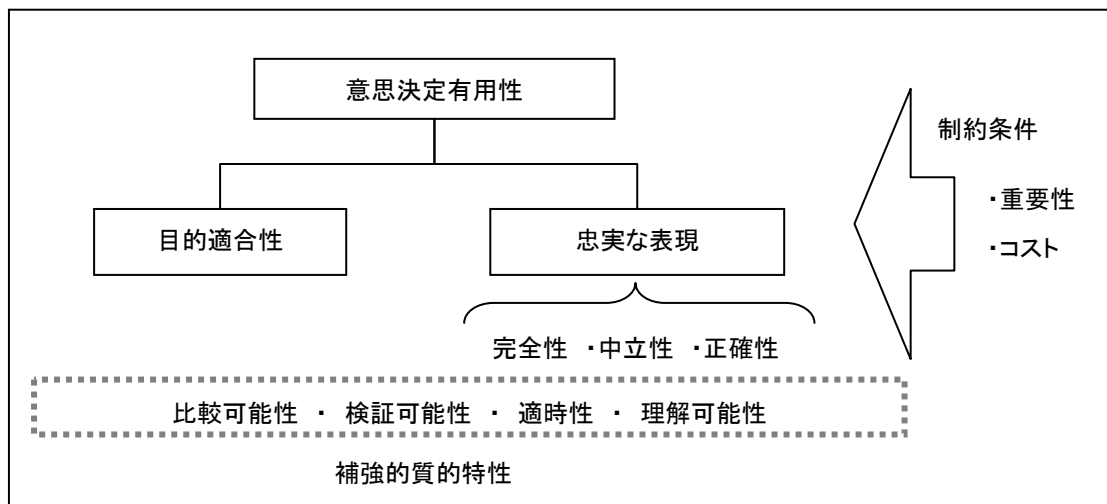
ても同様と考えられる。

36. 理解可能性とは、気候変動情報の意味を利用者に理解できるようにする情報の特性を意味する。セグメント情報や注記情報の記載は、気候変動の状況に関わる理解可能性を高める。

(制約条件)

37. 以上の質的特性を充実させることによって、情報の意思決定有用性は高まる。しかし、情報の質的特性を充実させることによる意思決定有用性の向上には限界があり、情報の開示にはコストがかかる。このことを踏まえて、財務報告フレームワーク公開草案では、財務報告情報のすべての質的特性に関わる制約条件として重要性和コストを掲げている。気候変動情報の開示に当たっても、企業に限られた資源の下で情報開示を要請するものである以上、これらの制約条件を考慮すべきである。
38. 財務報告フレームワーク公開草案では、重要性について「省略又は誤表示が企業の財務情報を基に利用者が行う意思決定に影響を及ぼす場合には、情報は重要となる」と記している。気候変動情報についても、当該情報の省略や誤表示が投資家の意思決定に影響を及ぼす場合に、当該情報は重要になるといえる。各質的特性は、重要性を考慮して適用されるべきである。
39. 定量情報である温室効果ガス排出量情報については、活動量の測定と記録、及び排出係数を用いた計算という一連の算定報告プロセスを要するためコストがかかる。また、定性情報である気候変動リスク情報や気候変動対策の状況についても情報の取りまとめのための手続が必要となる。一般に、開示情報の量を増やす、あるいは、より忠実に表現しようとする、これらのコストは増加する。気候変動情報の開示によって得られる便益はそれらのコストを正当化するものでなければならない。

図2 気候変動情報の質的特性の関係



V 開示項目と内容

意義

40. 開示項目と内容は、気候変動情報としてどのような項目及び内容が開示されるべきかに関わる問題である。気候変動情報に求められる質的特性を基礎として検討することで、投資家の意思決定に有用な情報を提供するものにしなければならない。

検討の方法

41. 研究報告34号が、気候変動情報の開示フレームワークの方向性として結論付けた三つの要素、すなわち①リスクと機会の認識、②温室効果ガス排出量等の実績情報、③排出量マネジメントとリスク対応、を検討の起点とした。研究報告34号は、温室効果ガス排出に関わる規制等の財務的影響に関する分析、気候変動情報に関して国際的に提言されている開示フレームワークの比較検討、及び自主的開示と制度開示における国内外のケーススタディを基礎とした研究報告であるので、気候変動情報の開示に関する現状及び国際的動向に合致するものであると考える。
42. ただし研究報告34号は、検討対象を投資家向け制度開示書類に限定せず、企業の自主的開示書類を含む開示フレームワーク全体を検討したものであるため、本提言にそのまま採用することはできない。そこで、投資家向け制度開示を前提とし、目的適合性の観点から研究報告34号の内容を改めて検討した。

検討の結果と提言

(三つの開示項目)

43. 投資家向け制度開示における気候変動情報としては、「気候変動リスク情報」、「温室効果ガス排出の状況」、「気候変動対策の状況」の3項目を開示すべきである。以下、それぞれの情報について、その必要性和内容について述べる。

(気候変動リスク情報)

44. 気候変動に関わる企業のリスクは重要性を増しており、当該情報は投資家の意思決定上、重要な情報である。現行の有価証券報告書には「事業等のリスク」などの項目があるが、研究報告34号における開示実態調査によると気候変動リスクに関しては、ガイダンスが少ないため十分な記載がなされていない状況が明らかになっている。気候変動に関わるリスクは、その財務的影響は重要な場合であっても、リスクが顕在化する時期が中長期にわたることも多いなどの理由によって十分な認識及び開示がされない可能性がある。

(機会に関わる情報の取扱い)

45. 気候変動による事業への影響は、事業上のリスクだけではなく、機会という形で

も表れる。例えば、排出枠や排出削減クレジットの取引による収益獲得機会、低炭素型製品の供給による市場機会などの可能性がある。しかし、現行の投資家向け制度開示では、事業上の機会の認識についての直接的な記述を求める枠組みとなっていない。実質的にも、機会の認識に関わる情報は企業からの自主的開示において積極的に記載されるものと考えられるため、投資家向け制度開示において機会の認識に関わる情報についての直接的な記述を求める投資家の要請は限定的と考えられる。以上のことから、研究報告34号で示された開示項目のうち、機会の認識については本提言では開示項目としない。なお、気候変動対策の状況の一環としての低炭素型製品の研究開発投資や設備投資に関わる情報は、気候変動に関わる機会の認識を直接的に記述するものではないが、投資家が機会を知ることに関与するものと考えられる。

（気候変動リスクの分類）

46. 気候変動リスクは、規制等リスク、物的リスク、市場・評判リスクの三つに分類できる。規制等リスクと、物的リスク及び市場・評判リスクとでは、リスク評価のしやすさが大きく異なるため、開示についてもその状況に応じた対応が必要である。

（規制等リスク）

47. 規制等リスクとは、温室効果ガス排出抑制を目的とする規制等による影響である。例えば、環境税の導入、排出量取引制度の導入による排出枠や排出削減クレジットの購入による影響、自動車等の販売製品に関わる排出規制による影響などが考えられる。なお、法的規制としては位置付けられないが、自主参加型の排出削減プログラムなどであってもその遵守に一定の拘束力が認められる場合には、規制と同様の財務的影響を及ぼす可能性がある。規制等リスクは、リスク要因の特定、リスクの発生可能性、さらにその財務的影響の評価が可能である場合が多いため、リスク要因となる規制等の内容、規制の水準及び現在の対応状況、コンプライアンスのためのコストなど、当該リスクの発生可能性や影響の大きさを評価するための情報を開示すべきである。

（物的リスク）

48. 物的リスクとは、地球温暖化と気候変動によってもたらされる物理的影響である。例えば、局地的な異常気象、海面上昇、永久凍土の融解等に伴う設備等の損害、保険金支払の増加、原材料調達不安定化による影響などが考えられる。物的リスクは、発生可能性や財務的影響を定量的に評価することが難しい場合が多い。しかし企業として一定のリスク管理をしているものと考えられるため、企業としてのリスク認識の有無及び対応状況について記載すべきである。

(市場・評判リスク)

49. 市場・評判リスクとは、気候変動に関わる消費者ニーズの変化などが、市場における企業の競争上の地位に与える影響である。例えば、自動車や家電製品の選択に当たって、低燃費、省エネルギーを意識する消費者が増えるなど、消費者の意識の向上と商品選択の変化に伴い、市場における商品の優位性が変化することが考えられる。また規制や消費者ニーズの変化に対応するための、取引先からの要求の高度化に伴う影響や、気候変動リスクへの対応状況が企業の評判に影響し、結果的に市場競争に与える影響も想定される。市場・評判リスクも、発生可能性や財務的影響を定量的に評価することが難しい場合が多い。しかし企業として一定のリスク管理をしているものと考えられるため、企業としてのリスク認識の有無及び対応状況について記載すべきである。

(温室効果ガス排出の状況)

50. 企業の温室効果ガス排出量は、気候変動問題が社会的にもますます重要性を増す中で、この問題に関する当該企業の位置付けを理解するための基礎となる情報であり、企業理解のための基本情報の一つである。また、世界的に排出規制が強化される可能性が高まる中で、温室効果ガス排出規制等による財務的影響を評価する上でも基礎となる情報である。温室効果ガス排出規制は以下のような特徴を有するため、企業への財務的影響が大きく、よって投資家の意思決定上の重要性も高い。すなわち、環境税やキャップ・アンド・トレード型排出量取引制度に代表されるように、温室効果ガス排出規制の多くは、温室効果ガス排出量に価格を付すこと（カーボンプライシング）によって、規制対象となる主体に排出抑制の経済的なインセンティブを付与するという特徴をもつ。しかも温室効果ガスの排出原因の多くは化石燃料の使用にあり、化石燃料の使用は多くの企業の事業活動の基盤であるため、カーボンプライシングは広範な企業に影響を及ぼし得る。

(セグメント情報)

51. 温室効果ガス排出量は、企業が営む事業の内容によって大きく左右される。事業セグメント別の温室効果ガス排出量情報が開示されることによって、投資家は温室効果ガス排出の増減要因分析や、将来の推移予測を行いやすくなる。また、国・地域によって規制等の状況が異なるため、温室効果ガス排出による財務的影響も国・地域によって大きく異なる。地域セグメント別の温室効果ガス排出量情報が開示されることによって、排出規制の導入状況及び今後の規制動向の相違に即して財務的影響をよりよく分析することが可能となる。また、財務報告におけるセグメント情報とも対比して分析することが可能となる。

(排出規制値等)

52. 温室効果ガス排出量に関わる規制等の財務的影響は、環境税率や排出枠等の規制値等の水準との関係によって決まる。したがって投資家の意思決定有用性の観点からは、温室効果ガス排出量情報と併せて、温室効果ガスの排出規制値等が開示されることが重要である。なお、排出規制等に関わる情報は気候変動リスク情報としても記載されることが期待されるが、財務的影響に関わる定量的な分析を可能とするためには、実際排出量と対比する形で、設定された排出枠や規制量、一定の拘束力を持つ目標量等の排出規制値等に関わる情報が開示されることが望ましい。なお、これらの排出規制等は、通常、国・地域別に設定される傾向が強いため、地域セグメント別に開示されることが望ましい。

(温室効果ガス排出量実績の分析)

53. 温室効果ガス排出量は、企業の削減努力のほか、操業度の変化や排出係数の変化など様々な要因によって変動する。したがって、温室効果ガス排出の状況に関する投資家の判断を誤らせないために、温室効果ガス排出量の変動要因に関する分析を付加すべきである。

(気候変動対策の状況)

54. 気候変動リスクの状況の理解や温室効果ガス排出量による将来の財務的影響の予測に当たっては、温室効果ガス排出量の抑制のための対応や、気候変動リスクに対処するための方針等についての理解が必要である。それらの気候変動対策の成否は、気候変動による将来の財務的影響を大きく左右するので、投資家の意思決定のために重要な情報である。気候変動対策の状況は、①気候変動問題とそれによる経営への影響に対処するための方針(気候変動対策の方針)、②気候変動対策のための組織的対応の状況(ガバナンス)、③企業の事業特性から特に重要と考えられる課題にどのように対処しているかについての情報(重要な課題への対応)、④低炭素型製品の研究開発投資や温室効果ガス削減を目的とした設備投資及び事業投資の状況(気候変動に関わる投資の状況)、の四つの項目からなる。

表1 開示項目と内容

開示項目	内容
気候変動リスク情報	
規制等リスク	温室効果ガス排出抑制を目的とする規制等による影響
物的リスク	地球温暖化と気候変動によってもたらされる物理的影響
市場・評判リスク	気候変動に関わる消費者ニーズの変化などが、市場における企業の競争上の地位に与える影響

温室効果ガス排出の状況	
温室効果ガス実際排出量	企業が所有する設備等の利用に起因して、直接又は間接的に排出される温室効果ガスの量
セグメント情報	事業セグメント及び地域セグメント別の温室効果ガス排出量情報
排出規制値等	設定された排出枠や規制量、一定の拘束力を持つ目標量等の排出規制値等に関する情報
排出量実績の分析	温室効果ガス排出量の変動要因に関する分析
気候変動対策の状況	
気候変動対策の方針	気候変動問題とそれによる経営への影響に対処するための方針
ガバナンス	気候変動対策のための組織的対応の状況
重要な課題への対応	企業の事業特性から特に重要と考えられる課題にどのように対処しているかについての情報
気候変動に関わる投資の状況	低炭素型製品の研究開発投資や温室効果ガス削減を目的とした設備投資及び事業投資の状況

VI 報告企業の範囲

意義

55. 投資家向け制度開示書類に気候変動情報を開示することとした場合、すべての企業に開示を求めることとするかが問題となる。報告企業の範囲は、開示することによって得られる投資家の便益と開示のために企業が負うことになるコストとの関係から判断されるべきである。

検討の方法

56. 報告企業の範囲を、定量情報を中心とする「温室効果ガス排出の状況」と定性情報を中心とする「気候変動リスク情報」及び「気候変動対策の状況」とに分けて検討した。それぞれ、情報の特性及び開示のためのコストが異なるからである。検討に当たっては、当該情報の質的特性と、重要性及びコストという制約条件を考慮した。

検討の結果と提言

(温室効果ガス排出量の算定に係るコスト)

57. 温室効果ガス排出量の算定のためには、必要な情報の収集や測定、計算にコストがかかる。温室効果ガス排出量が小さい企業であっても事業所が分散している場合や複合ビルに属している場合等では、排出量算定のための手間が大きくなり、コストが大きくなる可能性がある。このような状況を踏まえ、報告企業の範囲について以下の二つの考え方をそれぞれ検討した。

(一定量以上の排出がある企業のみを開示を求める考え方)

58. 温室効果ガス排出量に関しては、例えば、温対法に基づく報告制度の対象となる企業など、一定量以上の排出がある企業のみを開示を求めるべきという考え方である。温室効果ガス排出量は企業の事業属性によって大きく異なる。例えば電力・石油等のエネルギー産業や、鉄鋼・金属・セメント・製紙等の素材産業に属する企業は、一般に温室効果ガス排出量が大きくなることが多く、財務的な影響も大きくなりやすい。また、運輸業や小売産業などの産業でも、企業グループ全体でみた場合の温室効果ガス排出量が大きくなることもある。一方、金融業やその他サービス業などのオフィス活動を中心とした企業は、相対的に温室効果ガス排出量が小さいことが多い。このように温室効果ガス排出量が小さい場合、温室効果ガス排出量の情報を省略しても投資家の意思決定に影響を及ぼさないと考えるならば、コストと重要性という制約条件の観点から、一定量以上の排出のある企業のみを開示を求めるという考え方が成り立つ。

(すべての企業を開示を求める考え方)

59. これに対して、温室効果ガス排出量の情報は企業の位置付けを知るための基礎的な情報であるので、その情報を省略すれば投資家の意思決定に影響を及ぼすと考える場合には、重要性の観点から、すべての企業を開示を求めるべきであるとの考え方が成り立つ。例えば、有価証券報告書において開示対象となっている従業員情報について見ると、従業員数が少なくても開示を省略することはなく、原則としてすべての企業が開示している。これは従業員が少ない企業であってもその人数を知ること、あるいは従業員数が少ないという事実それ自体を投資家が知ることが有益であると考えられているからであると推察される。
60. 以上の二つの考え方のうち、いずれを採用するかは、投資家の意思決定有用性と制約条件を考慮した上での政策的判断に委ねられるべきと考えられる。本提言としては、企業の位置付けを知るための情報という側面に関しては、温室効果ガス排出量が一定量以下である場合、排出量が一定量以下である旨を開示することによって、投資家は温室効果ガス排出量に関わる当該企業の位置付けを理解できると考えられるので、一定量以上の排出規模がある企業に限定して、開示を求めるべきであると考えられる。
61. 一定量以上の温室効果ガス排出がある企業のみを開示を求める場合、事前に実際排出量の大きさを評価する必要があるが、その大きさは排出量の算定をしなければ正確には評価できない。この点については、温室効果ガス排出量が大きい産業を特定し、当該産業に属する企業のみ温室効果ガス排出量の報告を求める方法や、温対法上の特定排出者のみに報告を求める方法などの対応が考えられる。なお、温室

効果ガス排出量の大きさは、個別事業所ごとではなく、企業グループ全体で評価されるべきである。

(気候変動リスク情報及び気候変動対策の状況に関する報告企業の範囲)

62. 気候変動リスクは規制等リスクだけではなく、物的リスクや市場・評判リスクもあるので、気候変動による財務的影響は温室効果ガス排出量の多寡だけに左右されるわけではない。一方で、気候変動リスク情報や気候変動対策の状況という定性情報を開示するためのコストは、温室効果ガス排出量情報の開示と比べ、相対的に小さいと考えられる。したがって気候変動リスク情報及び気候変動対策の状況については、原則としてすべての企業が開示すべきである。ただし重要性がない場合には省略できるものとすべきである。

Ⅶ 報告境界

意義

63. 報告境界とは、気候変動情報を開示することとなった企業が、当該企業のどの範囲までの情報を開示に含めるかという情報収集・集計の範囲を意味する。気候変動情報開示に関わる報告境界の論点には、子会社や関連会社など、情報開示範囲に含める組織をどのように決定するかという組織境界の問題と、生産活動や輸送など、情報開示範囲に含める活動をどのように決定するかという活動境界の問題とがある。これらの報告境界の決定は、気候変動情報の質的特性の中でも目的適合性と完全性に大きく関係する。
64. 組織境界に関しては、財務報告における連結財務諸表との関係が問題になる。財務報告においては、企業集団全体を対象とする連結財務諸表と自社単体を対象とする個別財務諸表の両方の開示が求められている。そこで気候変動情報の開示の場合には、報告企業単体の開示でよいか、子会社及び関連会社を含む企業集団全体の開示をすべきか、その両方の開示を求めべきかが問題となる。また、企業集団全体の開示をする場合、開示対象に含める子会社及び関連会社の範囲は連結財務諸表と同一とすべきか、子会社及び関連会社の温室効果ガス排出量をどのような割合で集計すべきか等が問題となる。
65. 活動境界に関しては、化石燃料の燃焼や工業プロセスに伴い直接的に事業所から排出された温室効果ガスと、電力等の外部から購入されたエネルギーの使用に伴い電力会社等から間接的に排出された温室効果ガスの扱いが問題になる。また、自社が製造・販売した製品等の利用や輸送に伴う排出等を報告対象に含めるかが問題となる。

検討の方法

66. 組織境界及び活動境界について、情報利用者である投資家の意思決定に有用であるためには、どのような情報が開示されるべきかという観点に基づき、重要性及びコストという制約条件も考慮して検討した。特に、温室効果ガス排出量は売上高や利益等の財務情報と比較することで有用な分析ができる可能性もあるので、組織境界の検討に当たっては、財務情報との対応関係も考慮した。

検討の結果と提言

(組織境界)

67. 財務報告においては既に連結情報を中心とする開示への転換が図られているので、投資家の意思決定有用性の観点からは、気候変動情報の開示における組織境界も原則として子会社及び関連会社を含む企業集団全体とすべきである。温室効果ガスの排出の多い工程等を子会社で行っていたり、子会社化したりするという可能性を考えても、組織境界は原則として企業集団全体とすべきである。
68. 組織境界を企業集団全体とする場合、開示対象に含める子会社及び関連会社の範囲は、意思決定有用性の観点から財務情報と対比できることが望ましいので、財務会計上の連結範囲との整合性を重視すべきである。したがって、組織境界の決定に当たっては、連結財務諸表と同様に、支配力基準⁵及び影響力基準⁶を適用し、原則として親会社、子会社及び関連会社すべての気候変動情報を開示すべきである。ただし、関連会社の場合は、支配が及ばないことから子会社と同等の対応を求め情報収集することに実務上の困難もあり得るため、代替的に親会社及び子会社のみ気候変動情報を開示することも許容されるべきである。
69. 組織境界を企業集団全体とする場合に、子会社及び関連会社の温室効果ガス排出量を集計するにあたり、各子会社及び関連会社の全排出量を集計すべきか、持分割合に応じて集計すべきかが問題となる。財務報告においては、子会社に関して全部連結方式を採用した上で、最終損益及び純資産については持分調整がされた結果が開示されている。また関連会社に関しては持分法を適用し、最終損益及び純資産について持分相当額を反映させている。したがって子会社に関して温室効果ガス排出量と財務情報との対応を考えるならば、総資産や売上高、営業利益などの情報との対比においては、集計範囲となった子会社の全排出量の合計が対応するが、最終損益及び純資産との対比においては、持分割合に応じて集計された結果の排出量合計が対応することとなる。投資家の意思決定有用性の観点からは、子会社に関しては

⁵ 支配力基準とは、議決権の所有割合以外の要素も加味し、実質的な支配関係の有無に基づいて子会社の判定を行う基準である。

⁶ 影響力基準とは、親会社及び子会社が、子会社以外の他の会社の財務及び営業の方針決定に対して重要な影響を与えることができるかどうかという観点から関連会社に該当するかどうかを判定する基準である。

これらの両方の情報が開示されることが望ましい。また関連会社に関しては持分割合に応じた排出量を集計することが望ましい。

70. 温室効果ガス排出量の集計範囲には原則として親会社、子会社及び関連会社をすべて含めるべきであるが、連結財務諸表と同様、量的重要性を考慮し投資家の意思決定を誤らせない程度に重要性が乏しい子会社及び関連会社は、集計から除外することが許容されるべきである。このとき、連結の範囲に含まれる子会社及び関連会社と、温室効果ガスの集計範囲に含まれる子会社及び関連会社とを完全に一致させる必要はない。例えば、財務会計上重要なすべての組織が、温室効果ガス排出量の観点からも重要性が高いとは限らない。製造業に属する企業グループに販売部門や金融部門が別組織として存在するケースがあるが、たとえ販売部門や金融部門の財務会計上の重要性が大きい場合であっても、製造部門の排出量に比した両部門の排出量が極めて軽微なものとなる可能性がある。そのような場合、温室効果ガス排出量の観点から重要性が乏しい組織の排出量を企業グループ全体の排出量に合算しなかったとしても、投資家の意思決定に影響を及ぼさないと考えられる。逆に、財務会計上は重要性がなく連結の範囲に含まれなかった部門であっても、多くの温室効果ガスを排出しており企業グループ全体の排出量に与える影響が軽微でない場合には、投資家の意思決定に影響を及ぼすと考えられる。このように、報告対象組織の範囲を決定するに当たっては、温室効果ガス排出量の多寡の観点からの重要性を考慮すべきである。
71. 組織境界を企業集団全体とする場合、特に温室効果ガス排出量の算定に関しては、海外でも我が国と同等の精度とコストで算定が可能かどうかという問題がある。現実には、温室効果ガス排出量を算定するに当たって実現可能な情報の精度と算定のためのコストは、国・地域によって異なると考えられる。我が国では、温対法に基づく温室効果ガス排出量の算定報告公表制度が施行されており、排出量算定マニュアルが整備され、電力の排出係数も公表され、算定実務もある程度蓄積されているため、一定の水準の算定精度が確保される素地が整っている。また投資家向け開示のための追加的算定コストも大きくないと考えられる。これに対して、海外では電力の使用に伴う温室効果ガス排出量の排出係数に関して信頼性の高いデータを入手しにくいなど、精度の高い算定をすることが困難であったり、算定のためのコストが過大となったりする国・地域も存在し得る。そこで、十分な算定精度が確保されないという正確性の問題と、コストという制約条件から、そのような国・地域に立地する組織を組織境界から除外するという考え方もあり得る。しかしそのような国・地域での生産活動等が盛んになれば、そこでの温室効果ガス排出量の重要性が高くなるので、組織境界からの除外は意思決定有用性を損ないかねない。

(附属書 I 国のみを開示対象とする考え方)

72. 各国・地域において温室効果ガス排出量に関して精度の高い算定ができる素地が

整っているかどうかは、一概にはいえない。そこで利用可能な外形的基準として気候変動枠組み条約の附属書 I 国⁷のみを開示対象とするという方法を検討した。現在のところ温室効果ガスの排出量規制は附属書 I 国が先行して導入する傾向があり、その結果、温室効果ガス排出による財務的影響も、それ以外の国・地域に比べてより大きくなる傾向にあるからである。また、排出量規制が導入されれば排出量を正確に把握する必要性が生じるため、精度の高い算定を行い得る環境が得られやすい。

(非附属書 I 国も含めて開示対象とする考え方)

73. しかし中長期的に考えれば、今後、非附属書 I 国においても温室効果ガスの排出規制は強化されていくものと予想される。また、我が国企業が製造部門を移転することの多いアジア地域の発展途上国のほとんどは非附属書 I 国であるので、非附属書 I 国における温室効果ガス排出量も重要性が高いと考えられる。温室効果ガス排出量のリーケージ⁸の問題もあるので、原則として非附属書 I 国における排出量も開示対象とすべきである。この場合、情報の精度に差があることを投資家が理解できるように、情報の精度の異なる国・地域の排出量を区分して開示することが望ましい。また、企業による算定の追加的コストを軽減するため、国際エネルギー機関 (International Energy Agency : IEA) が公表する国別の平均排出係数の利用を認めるなどの対応も必要となると考えられる。

(活動境界)

74. 化石燃料の燃焼や工業プロセスに伴う直接排出量も、電力等の外部から購入されたエネルギーの使用に伴い発電所等から排出される間接排出量も、企業の事業活動に伴い排出された温室効果ガスという点には変わりなく、ともに開示対象とされるべきである。ただし、海外の排出量取引制度などの排出規制においては、間接排出量を対象にする場合としない場合があるので、直接排出と間接排出を区別して開示すべきである。
75. 製品の使用や輸送に伴う温室効果ガスの排出も重要性が高まりつつある。例えば、自動車に関しては燃費や走行時の温室効果ガス排出量に対する規制が多くで実施されている。しかし製品使用時や輸送時における温室効果ガス排出量を算定し開示するという実務的蓄積は十分ではなく、算定のためのガイドラインも十分に整備され共有されているとはいえない。したがって算定される情報の信頼性や報告企業

⁷ 気候変動枠組み条約における附属書 I 国とは、自国における温室効果ガス排出を率先して削減することに同意した国・地域であり、日本、EU加盟国、カナダ、オーストラリアなどが含まれる。

⁸ 排出量のリーケージとは、国内で規制対象となる温室効果ガス排出の大きい生産工程等が規制対象とならない開発途上国等に移転することにより、温室効果ガス排出量の集計や排出規制の対象から外れてしまう現象をいう。

の実務的負担を考慮すれば、現時点で製品使用時や輸送時における温室効果ガス排出量まで制度的に開示を求めることは、時期尚早であると考えられる。それらについては、国による算定報告制度や自主的な開示実務が蓄積され、信頼性の高い算定ができる体制が整備されるのを待って、段階的に開示対象とすることが望ましい。

Ⅷ 表示方法

意義

76. 気候変動情報として望まれる開示項目のうち、定量情報が中心となる「温室効果ガス排出の状況」に関しては、表示の方法が情報の比較可能性、理解可能性及び検証可能性に影響を及ぼすので、どのような表示方法が望ましいかについて検討した。

検討の結果と提言

(温室効果ガス排出量の単位)

77. 温室効果ガス排出量は、一般的に重量(トン)単位で表記されており、排出規制もトン単位で設定されることから、投資家向けの開示においてもトン単位で報告すべきである。また、京都議定書では削減の対象とする温室効果ガスとして、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、亜酸化窒素(N₂O)(=一酸化二窒素)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六フッ化硫黄(SF₆)の6種類を定めている。それぞれのガスは地球温暖化への影響度合い、すなわち温室効果が異なることから、二酸化炭素の温室効果を1として換算する地球温暖化係数(GWP: Global Warming Potential)が決まっており、二酸化炭素に換算して考えることが一般的である。したがって投資家向け制度開示においても、温室効果ガス排出量は二酸化炭素換算後の重量(二酸化炭素トン:t-CO₂)により表示すべきである。

(温室効果ガス排出量の表示と区分)

78. 温室効果ガス排出量は、企業の温室効果ガス排出の状況を示すものとして、企業集団全体の排出量合計を開示すべきである。また、投資家の意思決定有用性の観点から、直接排出量と間接排出量に区分して表示するとともに、事業区分(事業セグメント)別、地域区分(地域セグメント)別の表示もすべきである。ただしセグメントをどのように行うかについては、財務報告におけるセグメントとの整合性、排出規制等の違い、情報の精度の違いなど、考慮すべき事項が多いため、当面は各企業の判断に委ねるとともに、今後一層の検討を行うことが望まれる。

(算定方針等)

79. 温室効果ガス排出量は、燃料使用量などの活動量や排出係数を用いた一連の計算プロセスを経て算定される。したがってその計算プロセスにおける算定及び集計の方法や排出係数の選択は、開示される温室効果ガス排出量に影響する。また、企業集団としての温室効果ガス排出量を算定する場合、組織境界の決定が重要な意味をもつ。そこで情報の利用者である投資家が温室効果ガス排出量の大きさを適切に理解し、異なる企業間の比較をしやすいするためには、以下の項目を含む算定方法等に関する情報を、定量情報に付随して開示すべきである。

- ・ 採用した算定及び報告の基準
- ・ 温室効果ガス排出量の算定の対象となる組織境界
- ・ 温室効果ガス排出係数の適用方針
- ・ 前年度からの算定方法等の変更

付録：現行開示制度との関係の整理（参考）

1. 付録の目的

「投資家向け制度開示書類における気候変動情報の開示に関する提言」本文において、気候変動情報として求められる開示項目と内容を示したが、本提言は気候変動情報の開示枠組みの在り方を提言するものであって、現行制度上の具体的な対応そのものを提言するものではない。しかし、今後、制度的な開示を進めていくに当たっては制度上の具体的な対応についての検討は不可欠である。そこで、本付録では、我が国での具体的な対応に向けて、本文で提言した気候変動情報の開示と現行の開示制度との関係を整理する。

2. 有価証券報告書における記載項目との関係

我が国における投資家向けの情報開示制度は金融商品取引法において規定されており、有価証券報告書が最も主要な開示書類として位置付けられている。したがって、本提言に対する具体的な対応を考える場合、まず、現行の有価証券報告書との関係から検討を始めることが妥当であると思われる。そこで、以下では最初に、本文において提言した開示項目と、現行の有価証券報告書上の記載項目との関係を整理する。

(1) 本文が提言した開示項目

本文V「開示項目と内容」では、以下の項目を開示すべきことを提言した。

- ① 気候変動リスク情報
規制等リスク、物的リスク、市場・評判リスク
- ② 温室効果ガス排出の状況
温室効果ガス実際排出量、セグメント情報（事業別、地域別）、排出規制値等、排出量実績の分析
- ③ 気候変動対策の状況
気候変動対策の方針、ガバナンス、重要な課題への対応、気候変動に関わる投資等の状況

(2) 現行開示制度における記載の可能性

我が国の現行開示制度における有価証券報告書の記載内容は「企業内容等の開示に関する内閣府令」で規定され、具体的には第三号様式及びその「記載上の注意」において記載項目の解説がなされている。以下、有価証券報告書の記載項目ごとに同内閣府令の「記載上の注意」を示した上で、気候変動情報に関する開示項目の記載の可能性を検討する。

- ① 「対処すべき課題」では、最近日現在における連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題について、その内容、対処方針等を具体的に記載することが求められている。気候変動情報の記載項目としては、「気候変動対策の状況」について記載が可能と考えられる。具体的には、気候変動対策の方針、ガバナンス、重要な課題への対応及び気候変動に関わる投資等の概要などを記載することが可能であると考えられる。
- ② 「事業等のリスク」では、事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動、特定の取引先・製品・技術等への依存、特有の法的規制・取引慣行・経営方針、重要な訴訟事件等の発生、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を一括して具体的に、分かりやすく、かつ、簡潔に記載することが求められている。気候変動情報の記載項目としては、「気候変動リスク情報」が対応し、規制等リスク、物的リスク及び市場・評判リスクのうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項が記載されることになる。
- ③ 「研究開発活動」では、最近連結会計年度等における研究開発活動の状況（例えば、研究の目的、主要課題、研究成果、研究体制等）及び研究開発費の金額を、事業の種類別セグメントに関連付けて記載することが求められている。気候変動情報の記載項目としては、「気候変動対策の状況」の中で、研究開発活動に取り組んでいる項目について具体的な記述が可能である。
- ④ 「財政状態及び経営成績の分析」では、事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、提出会社の代表者による財政状態及び経営成績に関する分析・検討内容（例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報）を具体的に、かつ、分かりやすく記載することが求められている。気候変動情報の記載項目としては、直接記載すべき該当項目はないが、財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす場合には、「温室効果ガス排出の状況」における排出実績等の分析の一部として記載されることになると考える。
- ⑤ 「コーポレート・ガバナンスの状況」では、提出会社の企業統治に関する事項（例えば、会社の機関の内容、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況、役員報酬の内容、監査報酬の内容）について具体的に、かつ、分かりやすく記載することが求められている。気候変動情報の記載項目としては、「気候変動対策の状況」のガバナンスの状況に関連して、気候変動対策に対する組織的対応の状況を組織全体のガバナンスの一部として記載することも可能である。

3. 提言を反映する場合に想定される対応

上記の検討を踏まえ、本文において提言した開示項目ごとに、想定される対応を検討する。

- (1) 「気候変動リスク情報」に関しては、現行制度の「事業等のリスク」の項目に記載することが十分に可能と考える。しかし研究報告34号に示したように、現状では必ずしも記載は進んでいない。そこで気候変動リスクが事業等のリスクに該当することの認識を促すことで適切な記述が促進されるよう、「記載上の注意」における例示項目に気候変動リスクを追加するという対応が考えられる。また、気候変動リスクについての企業の理解を促進するために、気候変動リスク情報に関わる指針又はガイダンス文書等を発行することが考えられる。
- (2) 「温室効果ガス排出の状況」に関しては、現行制度においては、適切な記載箇所が存在しない。これは、気候変動情報が投資家の比較的新しいニーズであるために、まだ十分な対応ができていないためであると考えられる。温室効果ガス実際排出量情報を含む温室効果ガス排出の状況については、適切な開示の方法を検討することが必要であると考えられる。
- (3) 「気候変動対策の状況」に関しては、現行の制度の「対処すべき課題」の項目に記載することが可能であるが、気候変動対策の状況についての適切な記載がなされるためには、例えば内訳項目として気候変動情報の項を設け、記載が望まれる項目を列挙するとともに「記載上の注意」に説明を追加するなどの対応が考えられる。また、「対処すべき課題」以外に「研究開発活動」「財政状態及び経営成績の分析」「コーポレート・ガバナンス」においても気候変動対策の状況に関連する記載が可能である。これについても記載内容についての指針又はガイダンス文書等を発行することによって、より適切な記載につながるものと考えられる。

(有価証券報告書の記載項目と気候変動情報の記載項目との対比)

有価証券報告書の記載項目(抜粋)	気候変動情報の記載項目	想定される対応
第一部【企業情報】	---	---
第2【事業の状況】	---	---
3【対処すべき課題】	3. 「気候変動対策の状況」 ・ 気候変動対策の方針 ・ ガバナンス ・ 重要な課題への対応 ・ 気候変動に関わる投資の状況 (設備投資、事業投資、研究開発投資)	詳細項目を設けるとともに、記載上の注意で記載促進(※)
4【事業等のリスク】	1. 「気候変動リスク情報」 ・ 規制等リスク ・ 物的リスク ・ 市場・評判リスク	記載上の注意で記載促進
6【研究開発活動】	(3. 「気候変動対策の状況」のうち、投資等の状況の詳細)	現行(※)
7【財政状態及び経営成績の分析】	(2. 「温室効果ガス排出の状況」のうち、排出実績の分析など、特に経営上重要な影響があるもの)	現行(※)
第4【提出会社の状況】	---	---
6【コーポレート・ガバナンスの状況】	(3. 「気候変動対策の状況」のうち、ガバナンスの詳細)	現行(※)
項目なし	2. 「温室効果ガス排出の状況」 ・ 温室効果ガス実際排出量 ・ 排出規制値等 ・ セグメント情報(事業別、地域別) ・ 排出量実績の分析	適切な開示方法の検討

※ 経営上の対応と記載内容についての指針又はガイダンス文書等の発行によって、企業の理解とそれによる適切な開示を促す。

4. 検討すべき課題

現行の金融商品取引法では、有価証券報告書における重要な虚偽記載については厳格な罰則規定が適用されることと定められている。気候変動に関わる企業の情報は、企業評価に当たっての重要性が急速に高まりつつある一方で、それゆえに温室効果ガス排出量等については算定実務の蓄積が浅いという特徴も併せもつ。したがって、気候変動情報の制度的開示に当たっては、このような我が国の開示制度の性格と気候変動情報の特徴に十分に留意する必要がある。

開示制度の枠組みや罰則の厳格さの程度は国・地域によって異なるので単純な比較はできないが、欧州では、2003年に欧州委員会が公表した会計法現代化指令において、

企業の成長や業績についての説明の中で環境及び従業員に関わる主要業績評価指標（KPI：Key Performance Indicators）をアニュアルレポート上で開示することが求められており、気候変動情報の開示もそのような開示の一環として進めていく動きがある。一方、米国及びカナダでは、投資家向け開示書類の中の「経営者の討議と分析（MD&A：Management’s Discussion and Analysis of Financial Condition and Results of operations）」の中での気候変動情報の開示が議論され始めている。このように、各国ともそれぞれの投資家向けの開示枠組みのなかで、経営上の重要な課題としての気候変動情報がどのように開示されるべきかという観点から、具体的な制度的対応が議論されているものと考えられる。

我が国においても、投資家による適切な企業評価への貢献という目的を達成するために、投資家向けの開示枠組み全体の中で気候変動情報をどのように位置付けるかが、罰則規定の在り方とも関連して重要な課題である。

以 上